

鹿屋市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市低入札価格調査実施要綱（平成31年鹿屋市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「10分の5.5」を「10分の6.8」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。